

# 改正品確法に基づく 運用指針の策定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課

課長補佐 和田 賢哉



## はじめに

本年5月29日、従前の公共工事の品質確保に加え、公共工事の品質が将来にわたって確保されるための担い手の中長期的な育成・確保を新たに目的として追加された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）の一部を改正する法律案が衆議院で可決、成立し、6月4日に公布、施行された。

改正品確法では、従前の法律には位置付けのなかった、「発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針」（以下「運用指針」という）を国が定めることが規定されている。本稿では、運用指針の策定に向けた取り組みについて紹介する。



## 改正品確法の概要

品確法改正のポイントは大きく三つあり、その一つとして「発注者責務の明確化」が挙げられる。今回の改正で、発注者の責務として「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定」「低入札価格調査基準や最低制限価格の設定」「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」などが新たに位置付けられた。

今後は、他の二つの改正のポイント「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

という目的と基本理念の追加」「多様な入札契約制度の導入・活用」も含めて、法改正の理念を現場で実現するために、それぞれの発注者が改正品確法に定められた基本理念に則って、適切に発注者としての責任を果たしていくことが必要である。

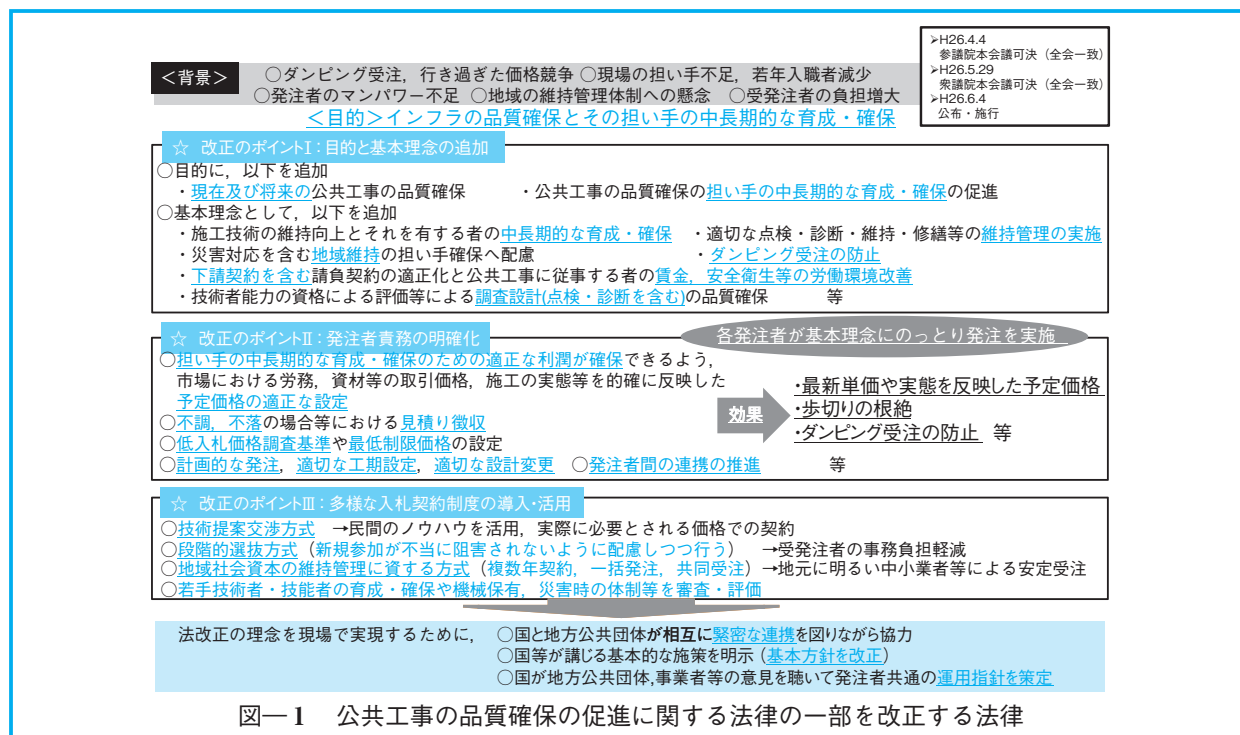


## 運用指針の策定に向けて

国土交通省では、全ての発注者が発注者としての責任を確実に果たしていくことが可能となるよう、発注者として取り組むべき事項を具体的に示すとともに各発注者との連携をさらに強化して取り組むことが重要と考えている。また、特に市町村など規模の小さい地方公共団体においては、発注関係事務の実施体制が十分でなく、発注者としての責任を果たすことが困難な場合も少なくないため、国および都道府県により、体制を整備できない発注者に対する支援施策の整備についても不可欠であると考えている。

そのため、今回の法改正を受けて、さまざまな取り組みを開始しているところであり、新たに法律に規定された運用指針の策定に向けた取り組みもすでにスタートさせている。

運用指針は、改正品確法第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択そ



## 0. 本指針の位置づけについて

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための、発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的かつ分かりやすくまとめたもの<sup>(※)</sup>。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。

(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不発の対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用に資することが目的

## I. 発注関係事務の適切な実施について

### 1. 発注関係事務の適切な実施

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）の各段階で、以下の事項を考慮する。

| (1) 調査及び設計段階               |                                  | (2) 工事発注準備段階        | (3) 入札契約段階               |
|----------------------------|----------------------------------|---------------------|--------------------------|
| ①事業全体の工程計画の検討等             | ④工事の性格等に応じた入札契約方式の選択             | ⑦適正利潤の確保のための予定価格の設定 | ⑨適切な競争参加資格の設定、予定価格の事後公表等 |
| ②調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択 | ⑤予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成          | ⑧発注や工事施工時期の平準化      | ⑩工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定  |
| ③技術者能力の資格等による評価・活用等        | ⑥現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成            |                     | ⑪競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等  |
|                            |                                  |                     | ⑫入札不調・不発時の見積徴収方式の活用等     |
|                            |                                  |                     | ⑬公正性・透明性の確保、不正行為の排除      |
| (4) 工事施工段階                 |                                  | (5) 完成後             |                          |
| ⑭施工条件の変化等に応じた適切な契約変更       | ⑮適切な技術検査・工事成績評価等                 |                     |                          |
| ⑮工事中の施工状況の確認等              | ⑯完成後一定期間を経過した後も含めた完成時の施工状況の確認・評価 |                     |                          |
| ⑯施工現場における労働環境及び労働条件の改善     |                                  |                     |                          |
| ⑰受注者との情報共有や協議の迅速化等         |                                  |                     |                          |

### 2. 発注体制の強化等

発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

#### (1) 発注体制の整備等

- ⑲発注者自らの体制の整備
- ⑳外部からの支援体制の活用

#### (2) 発注者間の連携強化

- ㉑工事成績データの共有化・相互活用等
- ㉒発注者間の連携体制の構築

#### (3) その他配慮すべき事項

## II. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

### 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

| 概要 | (1) 契約方式（契約対象範囲の設定方法）の選択                                                                                                           | (2) 競争参加者の設定方法の選択                | (3) 落札者の選定方法の選択                                        | (4) 支払い方式（支払い額の設定方法）の選択                                                  |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|    | 設計・施工一括発注方式<br>詳細設計付工事発注方式<br>施工を単独で発注する方式<br>設計段階から施工者が関与する方式（E C I方式）<br>維持管理付工事発注方式<br>包括発注方式<br>複数年契約方式<br>CM方式<br>事業促進P P P方式 | 一般競争入札<br><br>指名競争入札<br><br>随意契約 | 価格競争方式<br><br>総合評価落札方式<br><br>技術提案・交渉方式<br><br>段階的選抜方式 | 総価請負契約方式<br><br>総価契約単価合意方式<br><br>コスト＋フィー契約・オープンブック方式<br><br>単価・数量精算契約方式 |

### 2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

- (1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式
- (2) 若手技術者の配置を促す方式
- (3) 補修の技術的課題に対応した方式
- (4) 発注者を支援する方式

図一 2 発注関係事務の運用に関する指針 骨子（案）の概要

## 5

## おわりに

これまで、各発注機関の行ってきた発注関係事務のうち、特に入札契約方式については、それぞれの機関において個々の事業の特性や発注体制などを踏まえ、過去の検討の積み重ねの結果として現在運用されている。そのため、今回の品確法改正を受けて、全ての機関において入札契約方式をはじめとする発注関係事務についての必要な見直しを一気に進めることは簡単なことではないと認

識している。

しかし、改正品確法の理念が実現されるか否かについては、各発注機関が法に位置付けられた発注者責務を果たすためにどのような取り組みをされるかに大きく依存していることも事実である。

運用指針の策定に当たっては、関係機関との間で丁寧な意見交換を重ねるとともに、指針の策定後にはその運用についてもしっかりとフォローを行い、各発注機関において、適切な発注関係事務の運用が行えることを目指していく所存である。